

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）

- 1 身体障害者福祉法第 12 条の 3 第 1 項の身体障害者相談員の委託に係る事務を、新たに宮古市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第 2 関係）
- 2 知的障害者福祉法第 15 条の 2 第 1 項の知的障害者相談員の委託に係る事務を、新たに宮古市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第 2 関係）
- 3 母子保健法第 18 条の低体重児の届出の受理等に係る事務を宮古市が処理することとした。（別表第 2 関係）
- 4 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、引用条項について整備をすることとした。（別表第 2 関係）

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第 2 条関係）

◎国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第 64 号）

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第 2 条関係）

◎生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）

事業の対象となる障害者世帯に属する者に次の者を加えることとした。（第 2 条関係）

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と同程度の精神障害の状態にあると認められる者
- (2) 知事から療育手帳の交付を受けている者と同程度の知的障害の状態にあると認められる者

◎岩手県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、引用条項について整備をすることとした。（第 1 条関係）

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第 67 号）

- 1 廃油処理施設を廃止することに伴い、所要の改正をすることとした。（第 7 条、別表第 1 関係）
- 2 コンテナ専用の野積場等に係る使用料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）

◎認定こども園の認定の基準を定める条例（条例第 68 号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるという条例の趣旨について定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 認定こども園の種類について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 職員配置について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 職員資格について定めることとした。（第 4 条関係）
- 5 施設設備について定めることとした。（第 5 条関係）
- 6 教育及び保育の内容について定めることとした。（第 6 条関係）
- 7 職員の資質向上等について定めることとした。（第 7 条関係）
- 8 子育て支援事業について定めることとした。（第 8 条関係）
- 9 管理運営等について定めることとした。（第 9 条関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 69 号）

- 1 栄養教諭について、教育職給料表(1)を適用することとした。(第1条関係)
- 2 栄養教諭について、教員特殊業務手当の支給対象職員に加えることとした。(第2条関係)
- 3 特別支援学校に勤務する栄養教諭について、給料の調整額の支給対象職員に加えることとした。(第3条関係)
- 4 栄養教諭について、教職調整額の支給対象職員に加えることとした。(第4条関係)
- 5 学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条～第4条関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第70号)

- 1 休息時間を廃止することとした。(第26条の6関係)
- 2 栄養教諭について、教育職給料表を適用することとした。(別表第2関係)

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(条例第71号)

- 1 休息時間を廃止することとした。(第7条関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第72号)

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)
- 2 介護保険法の一部改正に伴い、介護支援専門員実務研修手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 3 介護保険法の一部改正に伴い、介護支援専門員再研修手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 4 介護保険法の一部改正に伴い、介護支援専門員更新研修手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 5 介護保険法施行令の一部改正に伴い、主任介護支援専門員研修手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 6 積立式宅地建物販売業法の一部改正に伴い、引用条項について整備をすることとした。(別表第6関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第73号)

- 1 県立学校の学科の設置及び廃止をすることとした。(第1条、第2条関係)
- 2 学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)